

別紙様式第 10 号（第19条第 3 項関係）（平28内府令18・令元内府令14・令元内府令41・令 3
内府令44・一部改正）

（日本産業規格 A 4）

文 書 番 号

年 月 日

商号又は名称

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

登 録 の 拒 否 に つ い て

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由